

秋田市再生可能エネルギー関連企業視察ツアー業務委託仕様書

1 事業の目的

本市では新エネルギービジョンにおいて、「新エネルギー関連産業の集積地づくりとクリーンエネルギーの地産池活の実現」を基本理念とし、風力発電関連や次世代エネルギー関連企業等の誘致に取り組むこととしている。

本県沖では洋上風力発電の事業計画が先進的に進められており、その関連事業者やそこから生み出されるクリーン電力等を活用した水素・アンモニア・合成燃料製造等の再エネ関連企業の誘致を促進するもの。

2 業務名

秋田市再生可能エネルギー関連企業視察ツアー業務委託

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年12月20日（金）まで

4 業務委託の内容

次の委託内容に基づく再エネ工業団地等を組み合わせた視察ツアーを実施・運営すること。

(1) 視察ツアーの企画・調整・手配・運営

ア 開催時期

令和6年7月および11月の平日。（開催月は変更になる可能性があります。）

イ 開催回数

1泊2日の視察を2回実施すること。

ウ 宿泊先

秋田キャッスルホテル、ホテルメトロポリタン秋田、ANAクラウンプラザホテル秋田のいずれかを確保すること（朝食付）。

エ 参加対象者

参加者は、市が招聘する首都圏等の再エネ関連事業者とする。

また、参加者数は2回合計で16名を上限とする。

オ コース内容

視察ツアーの行程については、主に別紙再エネ関連事業者視察ツアー日程（案）を想定しているが、詳細については市と協議の上、決定するものとする。

カ マイクロバスの手配

マイクロバスを手配した上でバスの移動ルートについて、市と協議の上、事前に詳細を決定するものとする。

キ 昼食代

参加者の昼食に関しては委託費に含むものとし、飲食店に関しては市と協議

の上、決定する。

ク 各種資料作成

市から提供する資料に基づき、移動中および現地視察の際に使用する資料を作成すること。内容等については、別途市と協議の上、決定する。

ケ アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、すべての視察終了後、集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容等については、別途市と協議の上、決定すること。

(2) 不可抗力等による視察の変更・中止等

ア 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として視察を中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。

イ 申込者が最少催行人員に達せずに視察を中止した場合、中止に伴って新たに発生する経費は受託者の負担とする。

(3) 安全管理

ア 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、視察の内容、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

イ 視察中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

(4) 記録

ア 視察の様子を記録するため、写真撮影を行うこと。

イ 参加者に対し、撮影した写真は市がホームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

5 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和6年12月20日（金）までに業務完了報告書（コース内容と実績、記録写真、参加者の募集、受付体制、アンケートの集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ市の承認を得る場合は、この限りではない。

(2) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て市に帰属する。

イ 受託者は、市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない

ものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、市が出願者となって費用を負担し登録する。

(3) 遵守事項

ア 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

イ 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(4) 精算業務について

参加者数および開催回数等が4(1)エに満たない場合は、実績に応じて旅費を精算すること。なお、詳細については市と協議の上決定すること。

7 その他、特記事項

(1) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに市に報告し、協議又は指示を受けること。

(2) 事業実施に際して、市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて市と協議の上、決定するものとする。

(別紙)

再エネ関連事業者視察ツアー日程(案)

日時		訪問先等				
1 日 目	ANA403	羽田空港発	10:15	→	秋田空港着	11:20
	11:30	秋田空港出発				
	~	市内4~5か所(昼食含む)				
	18:00	ホテル着				
2 日 目	9:30	ホテル発				
	~	市内1、2か所				
		昼食				
		市内1、2か所				
	15:00	秋田空港着				
	ANA408	秋田空港発	16:05	→	羽田空港	17:15